**畜産特定補助リースに係る貸付施設の購入方法等**

１　購入価額の決定方法

　(1)　施設の貸付けを受けようとする者は、貸付けを希望する機械施設について自らその販売業者（２のただし書により選任された販売業者の代理人を含む。以下同じ。）と代金の支払方法等協会の売買契約の条件により価額交渉を行い、販売業者の見積書及びカタログ（カタログのないものは、その設計図又は仕様書）を申請書に添付して協会に提出するものとする。

　(2)　協会は、見積書の内容が不適当であると認めた場合は、申請者に対し再度価額交渉を行うことを指示することがある。

　(3)　見積書は、次に掲げる事項に留意して作成するものとする。

　　①　見積書のあて先並びに貸付施設の納期、見積書の有効期限及び代金支払方法の欄の記入については、指定支援団体が定める記入方法に従うこと。

　　②　銘柄、型式、能力等を記入すること。

　　③　据付工事費等その他の経費（補助率がかからないもの）を含めてリースを希望する場合は、これを別段書きとし、機械施設の価額とその他の経費の合計額を見積価額とすること。この場合、取得に要する経費（取得価額）は、機械施設本体の価額（税抜、千円単位）とその他の経費（税抜、千円単位）の合計額（税抜、千円単位）とすること。

　　④　機械施設本体に付属するオプション等がある場合は、③の例にならって見積書にオプション等を明記すること。

（注）記載がない場合、補助対象外となる。

　　⑤　大型特殊自動車の場合、車輌登録する際に「除雪一括緩和」を適用して登録したとき（自動車検査証の備考欄に「除雪一括緩和」と記載される。）は、目的外利用となり補助対象外となるので注意すること。

２　売買契約の締結

　　協会は貸付施設の貸付けを決定したときは、見積書を提出した販売業者と売買契約を締結することとする。ただし、[別紙１](#別記４別紙１)の販売業者代理人選任届により代理人を定めた旨の届出があり、協会が適当と認めた場合は、その者と当該契約を締結することができるものとする。

３　貸付施設の標示

　　販売業者は、貸付施設の機械施設ごとに売買契約書の別添明細書「協会の標示（リース番号）」欄に記載されている標示を付するものとする。

４　貸付施設の検収

　　協会と売買契約を締結した販売業者は、次により貸付施設の検収を受けなければならない。

　(1)　検収の実施者

　　　　貸付施設の検収は、借受者の代表者が指名する者が行うものとする。ただし、再貸付けする場合にあっては、最終借受者とし、この場合、借受者の代表者が指名する者の指導立会いのもとに行うものとする。

　(2)　検収事項

　　　　貸付施設の検収は、次に掲げる事項につき照合確認するものとする。

　　　①　貸付申請書に添付された仕様書、設計図、カタログ等と相違ないこと。

　　　②　「協会の標示（リース番号）」が、正しく付されていること。

　　　　　　　　　※　事業実施主体から県窓口団体経由で配布される補助付リースに係るステッカーについても、貼付されているかどうか確認願います。

　　　③　試運転の結果、正常に稼働すること。

　(3)　 「借受証・検収調書」及び「納品書・明細書（受渡書）」

　　　　貸付施設の検収が終了した場合には、借受者は別紙２の「借受証・検収調書（畜産特定補助リース）」を、販売業者は別紙３の「納品書・明細書（受渡書（畜産特定補助リース））」を作成するものとする。

なお、借受者は「借受証・検収調書」を、販売業者を通じて協会に速やかに提出するものとする。

５　所有権の移転

　(1)　貸付施設の所有権は、前記の検収に係る検収調書及び受渡書に所定の関係者が記名押印した時点をもって、販売業者から協会へ移転するものとする。

　(2)　販売業者は貸付施設の受渡しに際して、借受者（再貸付けする場合にあっては、最終借受者）に対し、貸付施設の取扱上の説明を十分に行わなければならない。

６　代金の請求及び支払方法

　(1)　協会に対する販売業者の代金の請求は、検収終了後に代金請求書に次の書類を添付して行うものとする。

①　「借受証・検収調書」（借受者から受け取ったもの）

②　「納品書・明細書（受渡書）」

③　納入物件のカラー写真１式（協会の標示（リース番号）、補助事業に係る標示（ステッカー）及び製造番号・車両番号を写し込んだものを含む。）

④　振込銀行名、預金の種類、口座番号及び口座名を明記した書類

⑤　協会を所有者とする車両の自動車検査証の写し（道路運送車両法に基づく自動車検査証を受けている車両の場合に限る。）

⑥　標識交付申請書又は標識交付証明書の写し（市町村長交付の標識を受けている車両の場合に限る。）

　(2)　 協会は、(1)の代金請求書を受理した日から40日を経過した後の最初の支払日（15日又は月の末日とする。）に、販売業者へ代金を支払うものとする。

別紙１

販売業者代理人選任届

番　　　　　　号

令和　年　月　日

公益財団法人　畜産近代化リース協会

理事長　　飯　髙　　悟　　殿

委任会社名

住　　　所

代表者氏名

　貴協会の令和　　年度　　貸付事業に係る貸付施設の売買に関し、下記のとおり代理人及び委任事項を委任しましたのでお届けします。

記

１　代理人

　　　住　　　所

　　　会　社　名

代表者氏名

２　委任事項

　(1)　売買契約の締結

　(2)　販売代金の請求（請求に必要な書類等の提出を含む。）

　(3)　販売代金の受領（取引銀行名及び口座番号）

　　（注）１　この届けを提出する場合は、代理人として選任を受けた会社の代理店又は特約店リストを添付して提出すること。

　　　　　２　代理人として選任を受けた会社は、売買契約書、代金請求書、手形の受領書等の書面の自社の社名の前に「代理人」と記入すること。

　　　　　　　　　例えば、「代理人　○○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役社長　　○○　○○」

３　２の「委任事項」の(1)から(3)までは、例示である。

別紙２

**借受証・検収調書（畜産特定補助リース）**

検収年月日　　令和　 年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

理事長　　飯　髙　　悟　　殿

最終借受者（検収実施者）

　　住所又は所属団体・職名

　　氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　令和　　年度貸付け（畜産特定補助リース）を受ける施設を、下記のとおり検収し、借り受けました。

検収立会人

１　指導立会人　所属団体・職名

　　　　　　　 　氏　　名　　　　　　　　 　　　　印

　２　納入者　　　社名・職名

　　　　　　　　　氏　　名　　　　　 　　　　　　　印

記

検収結果

|  |  |
| --- | --- |
| 検　収　場　所 |  |
| 検　収　施　設 | 機械施設名 |  |  |  |  |  |
| 銘　柄 |  |  |  |  |  |
| 型　式〔受送乳装置型式〕 |  |  |  |  |  |
| 能力・容量・最大積載量〔ｽﾄｰﾙ数及びﾕﾆｯﾄ数〕 |  |  |  |  |  |
| 製造番号又は車台番号〔ﾐﾙｸﾎﾟﾝﾌﾟ製造番号〕 |  |  |  |  |  |
| 協会の標示（リース番号） |  |  |  |  |  |
| 検　収　所　見 | 申請書、カタログ、設計図どおりのものか |  |  |  |  |  |
| ※新品であるか |  |  |  |  |  |
| 協会の標示（リース番号）は、間違いなく表示されているか |  |  |  |  |  |
| 自動車の登録番号（軽自動車税に係る市町村ナンバーを含む。） |  |  |  |  |  |
| 試運転の結果、異常はないか |  |  |  |  |  |
| 納入業者は、機械施設の取扱上の注意をしたか |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |

　（注）(1)　検収施設の〔　〕内は、搾乳施設の場合の項目

　　　　(2)　※印欄は、中古の貸付施設の場合、中古の貸付施設の貸付要件に適合しているか否かを記入すること。

　　　　(3)　貸付契約書の別表１の備考欄に「要保険」と記載された車両等の貸付施設については、貸付契約書第８条第１項による損害保険（車両保険等）に係る保険証券の(写)を添付してください。

別紙３

**納　品　書　・　明　細　書**

**（受渡書（畜産特定補助リース））**

受渡年月日　　令和　 年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会

理事長　　飯　髙　　悟　　殿

納　入　者　　　　　　　　　　　　　 　　印

（売買契約者）

現地納入者　　　　　　　　　　　　　 　　印

　公益財団法人畜産近代化リース協会が貸付け（畜産特定補助リース）する施設を、下記のとおり相違なく受け渡しました。

記

１　受取人

　　　借 受 者　　　名称・代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　最終借受者　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

２　機械施設

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 機械施設名 | 銘柄 | 型　式〔受 送 乳　装置型式〕 | 能力・容量・最大積載量〔ｽﾄｰﾙ数及びﾕﾆｯﾄ数〕 | 製造番号又は車台番号〔ﾐﾙｸﾎﾟﾝﾌﾟ製造番号〕 | 協会の標示（ﾘｰｽ番号） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

　　（注）〔　〕内は、搾乳施設の場合の項目